



目 次

◇ 告 示 ページ

- 北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間の変更【都市戦略局計画部都市交通政策課】

2

◇ 公 告

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局地域共生社会推進部認知症支援・介護予防課】

3

- 道路の指定【都市戦略局指導部建築審査課】

6

- 道路の廃止【都市戦略局指導部建築審査課】

7

北九州市告示第12号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成5年北九州市規則第29号）第2条第4項の規定により北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間を変更するので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月19日

北九州市長 武内和久

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
令和8年2月15日	午前10時から午後11時まで

北九州市公告第33号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月19日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 認知症行方不明者等SOSネットワークメール配信業務
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 3(3)の入札説明会に参加すること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項及び入札条件を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

保健福祉局地域共生社会推進部認知症支援・介護予防課

イ 日時 この公告の日から令和8年2月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

を除く。) の毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市役所本庁舎 15 階 15A 会議室

イ 日時 令和 8 年 2 月 5 日 (木) 午前 10 時 00 分

(4) 入札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市役所本庁舎地下 2 階 第 5 入札室

イ 日時 令和 8 年 2 月 18 日 (水) 午前 10 時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 委任状等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在

地等

北九州市保健福祉局地域共生社会推進部認知症支援・介護予防課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2063

北九州市公告第34号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月19日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和8年1月19日 第955502号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市八幡西区大字野面24 42番8、2442番9、24 42番13、2443番9、2 443番11、2446番3、 2450番1、2450番10 、2452番3、2452番4 、2453番2及び2454番 4	104.72	5.88 ~6.61

北九州市公告第35号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月19日

北九州市長 武内和久

1 廃止年月日及び廃止番号

令和8年1月19日 第6号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市八幡西区陣山三丁目32番 1、32番2、32番3、32番4 、32番5、33番、42番及び4 3番	4.00	89.63